

令和 5年度

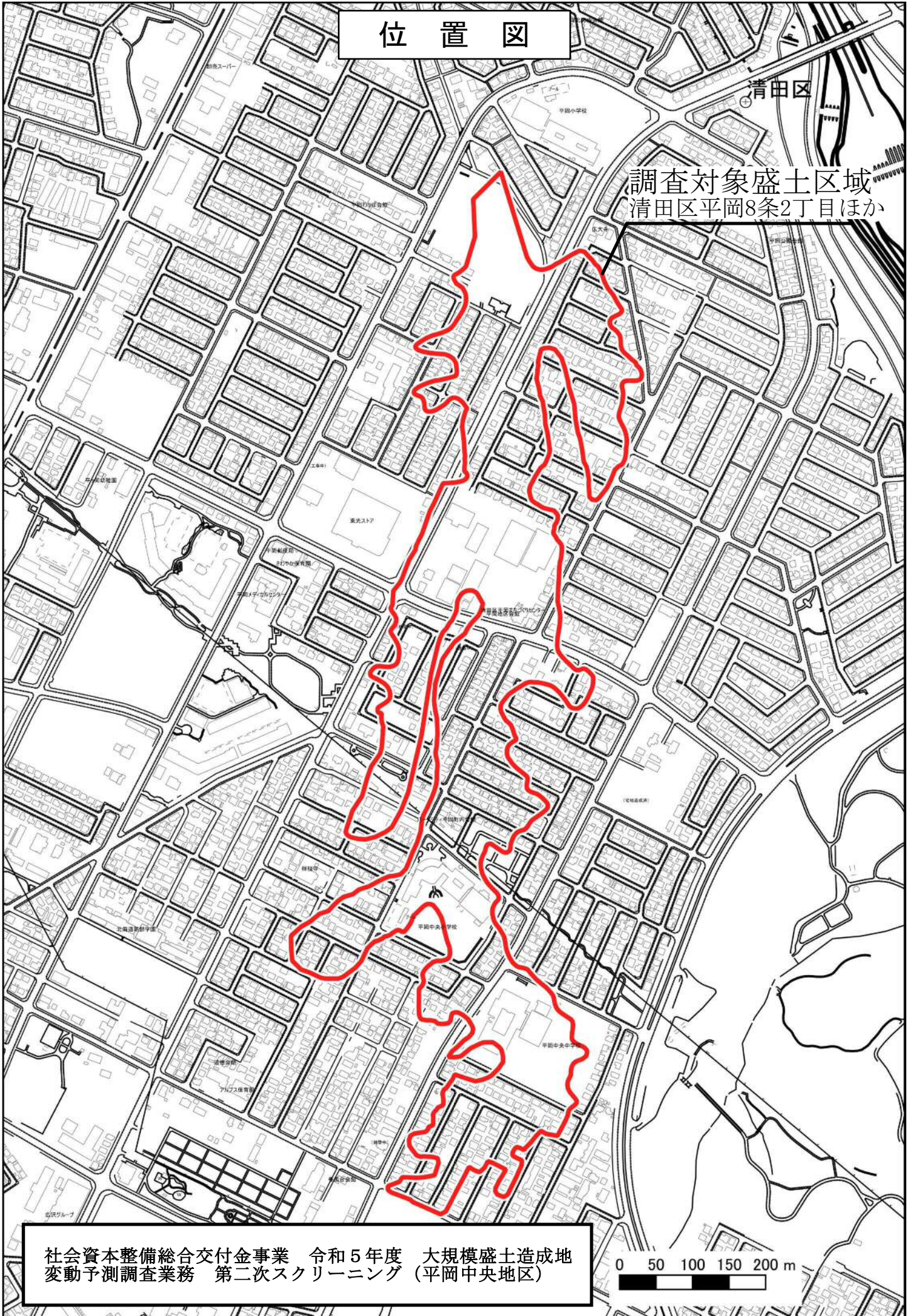
業務設計書

業務名： 社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動
予測調査業務 第二次スクリーニング（平岡中央地区）

令和 5年 6月 単価適用

都市局 市街地整備部 開発指導課

位置図



調査対象盛土区域
清田区平岡8条2丁目ほか

社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地
変動予測調査業務 第二次スクリーニング (平岡中央地区)

0 50 100 150 200 m

()	業務名	社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動 予測調査業務 第二次スクリーニング (平岡中央地区)
-----	-----	--

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

基準点測量：一式、水準測量：一式、路線測量：一式、PS検層：一式
地下水位観測：一式、安定解析：一式、二次元時刻歴応答解析：一式、打合せ：一式

2. 場所 札幌市清田区平岡8条2丁目ほか

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 6年 3月 8日までとする。

4. 図面 別添のとおり（位置図、仕様書）

5. 仕様書 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説、その他関連資料、特記仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務
第二次スクリーニング（平岡中央地区）

特記仕様書

1. 総則

- (1) 本特記仕様書は、「社会資本整備総合交付金事業 令和5年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務 第二次スクリーニング（平岡中央地区）」に適用するものとする。
- (2) 本業務は、本特記仕様書のほか、札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説、札幌市委託業務契約書、設計図書等に基づき行うものとする。
- (3) (2) は、本業務に必要な事項のうち主要な事項を示すものであり、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- (5) 測量等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- (6) 調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2. 目的

当業務箇所は、令和2年度から令和3年度にかけて実施した大規模盛土造成地変動予測調査における簡易的な安定性の検討の結果、国のガイドラインの基準で盛土全体の安定性が確保されず、対策工事の必要性を検討する可能性がある箇所であることが分かった。このことから、令和4年度の第二次スクリーニング業務により、地質調査等を行った。当業務は、この盛土の地形を詳細に把握するための測量等の現地調査を行い、その結果と令和4年度の調査結果を用いて安定解析を行うものである。

3. 業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和6年3月8日までとする。ただし、安定解析は令和5年9月29日までに完了させ、滑動崩落防止工事が必要か判定すること。

4. 業務項目

本業務の項目は以下のとおりである。

- (1) 基準点測量
- (2) 水準測量
- (3) 路線測量

- (4) 地下水位観測
- (5) P S 検層
- (6) 斜面安定解析（二次元分割法、 Δu 法、二次元 FEM 時刻歴応答解析）
- (7) 住民説明会への出席
- (8) 有識者会議の資料作成・出席

4.1. 業務内容

測量業務は、札幌市公共測量仕様書に基づき行うものとする。斜面安定解析は、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査マニュアルや大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説を参考に行うものとする。

業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

(1) 基準点測量

路線測量を行うための準備として、4級基準点測量を行う。

(2) 水準測量

基準となる高さを設定するために、3級水準測量を行う。近傍に三角点や水準点がないため、街区基準点の参考値を準用してよいが、DEM データとの整合をとるため電子基準点を既知点としているものに限る。（これもない場合は、GNSS 測量（スタティック法：観測時間 60 分以上）によりベンチマークを設置する）また、作業の過程で仮ベンチマークを設置すること。既設観測孔の蓋の高さも計測すること。（柱状図や水位データを用いた安定解析の際に、計測した高さを反映させる）

(3) 路線測量

安定解析の結果、現地盤線の詳細な把握が必要と判断された測線に対し、詳細の地形を把握するために、路線測量を行う。測線の平面計画においては、1/2500 の国土地理院の数値地図や札幌市現況図等を使用すること。旧地形図や令和 4 年度に実施した表面波探査の結果から測線の位置を決定し、中心線測量及び縦断測量を行う。中心線の決定においては、必要に応じて単曲線又は折れ線を使用すること。測点は 10m 間隔を基本とするが、擁壁や家屋などの高さの変化点においても計測し、データの補間を行うこと。

(4) 地下水位観測

地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で地下水位の観測を行う。令和 2 年と 4 年の業務により水圧式水位センサーが設置され、1 時間毎にデータが記録されている。

観測回数は、業務に着手した時と、10 月（大雨による変動）の 2 回を想定している。地下水位観測結果は、降雨量や積雪量、水温や気温とともにグラフに整理して示すこと。

(5) PS 検層

各層の S 波速度 V_s 、動ポアソン比 ν 、せん断弾性係数 G を把握するために、既設観測孔（塩ビ $\phi 50$ ）を用いて PS 検層（ダウンホール方式、1 m 間隔）を実施する。

(6) 斜面安定解析

1) 共通事項

土質定数 c 、 ϕ 、 γ や上載荷重については、現地状況を踏まえて適切に設定すること。地下水位については、異常値排除フローに従ってデータを処理し使用する。なお、1 測線に複数の観測孔がある場合には、1 孔の最高値と、同時刻の水位を採用し、安全率が低くなるケースを適用する。

2) 二次元分割法（全応力法）

谷埋め盛土型においては複合滑り、腹付け盛土型においては円弧滑りにて安定解析を行う。滑り面は「札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル」により設定する。

水平震度 k は、0.225 とする。

3) Δu 法

液状化の可能性のある場合の安定解析として、各孔において FL 法による液状化判定を行い、水平震度 $k=0.225$ で PL 値 > 5 となる測線においては、 Δu 法 ($k=0.225$ のみ) による一次判定を行う。液状化層の土質定数は有効粘着力 c' 、有効内部摩擦角 ϕ' とする。

4) 二次元 FEM 時刻歴応答解析（地震時残留変形解析）

Δu 法による解析で安全率 $F_s < 1$ となった場合には、二次元 FEM 時刻歴応答解析（地震時残留変形解析）による二次判定を行う。解析プログラムは、液状化特性を反映できるもの（LIQCA 又は FLIP 等）とする。

液状化特性のパラメータは、過年度に実施した繰返し非排水三軸圧縮試験より設定する。

PS 検層により得られた各層の S 波速度 V_s 、動ポアソン比 ν 、せん断弾性係数 G をモデルに反映させる。

入力する地震波形は、加速度応答スペクトル S_a が 720gal (800gal \times 地域係数 0.9) 程度となるように振幅調整された 60 秒以上の 3 波（建築告示波、胆振東部波、十勝沖波）とする。後者 2 つは発注者より提供する。建築告示波については、H13 国交省告示第 388 号第 4 項第イ号(1)の規定を満たす波形に、経時的变化を加えて作成し、所定の適合条件により確認する。

解析結果の判定は、水平及び垂直変形量の合成値 / 滑り面延長 $< 2.5\%$ により行う。また、平成 30 年北海道胆振東部地震による現地被害状況と乖離なくモデル化されているかを確認するため、近傍の消防署観測波から工学的基盤に引戻した波形を作成し、照査を行う。

5) 対策工事が必要と判定された場合の対応

各種解析の結果、対策工事が必要と判定された場合には、調査結果や大規模盛土

造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説等の各種基準書に基づき、住宅地などの現場条件を勘案した最も効果的かつ経済的な対策工法の選定を行うこととする。

対策工法の選定にあたっては工種や配置、構造、概算の数量、工事費等に基づく比較検討を行うものとする。

また、選定した工法についての施工要領（施工順序および注意事項）等の一般的な事項を作成する。

これらにおいては、設計変更の対象とする。

（７） 住民説明会への出席

当業務の調査結果を住民へ説明する予定のため、委託者と協議の上、必要な資料を作成すること。

（８） 有識者会議の資料作成・出席

当該業務で調査した内容と考察を整理し、有識者協議に参加する。
また、同協議の運営を行う。

５． 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。また、安定解析に関する打合せの際には、使用している解析プログラムに精通している担当者も同席すること。

６． 報告書作成

業務内容、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

７． 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）[土木業務編]（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(1) 成果品

- ① 報告書（紙資料）：1部
- ② 報告書電子データ：2部

※地下水観測孔カルテ、構造計算書を含む

(2) 提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

8. 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

- (1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合
- (2) 打合せ記録との整合
- (3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

9. 資格要件

測量業務に従事する主任技術者は、測量士の資格を有するものとする。

地質調査業務に従事する主任設計者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

- (1) 技術士 総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」
- (2) 技術士 建設部門「土質及び基礎」
- (3) 地盤品質判定士
- (4) RCCM 地質、土質及び基礎部門

10. 書類に関する事項

- (1) 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- (2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。
- (3) 業務の進捗を報告するため、「業務報告書」に業務月報を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。
- (4) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

11. 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作人格権を本市又は本市が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託

者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

1 2. その他

- (1) 現地での各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
- (3) 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
- (4) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。

平岡中央地区 業務数量一覧表

項目・工種・種別	数量	単位
1. 測量業務		
(1) 基準点測量		
1) 4級基準点測量（細部多角測量）	22	点
2) 謄本交付手数料	8	点
(2) 路線測量		
1) 作業計画	1	業務
2) 現地踏査	0.7	km
3) 線形決定	0.7	km
4) 中心線測量	0.7	km
5) 仮BM設置測量 3級水準測量観測	1.8	km
6) 縦断測量	0.7	km
7) 詳細測量（縦断測量）	0.7	km
2. 地質調査業務		
(1) 地下水位観測・資料整理	20	箇所・回
(2) PS検層		
1) 測定費	2	孔
2) データ整理・計算費	2	孔
(3) 安全費		
1) 交通誘導員	2	人・日
3. 地すべり調査		
(1) 安定解析（二次元分割法、 Δu 法）	7	断面
(2) 安定解析（二次元FEM時刻歴応答解析）		
1) 解析条件の設定	1	業務
2) 計算の実行	2	断面
3) 結果の整理検討	2	断面
4) 計算結果の評価・考察	1	業務
4. 住民説明会出席	1	式
5. 有識者会議資料作成・出席	1	式
6. 打合せ（中間打合せの回数 4回）	1	式